

総務民生委員会会議録

1. 日 時 令和元年12月19日(木曜日)
午後2時17分～午後2時31分
2. 場 所 委員会室
3. 出席委員 末 永 義 美 委 員 長 高 木 法 生 副委員長
 竹 岡 昌 治 委 員 安 富 法 明 委 員
 山 中 佳 子 委 員 三 好 睦 子 委 員
 岡 山 隆 委 員 杉 山 武 志 委 員
4. 欠席委員 な し
5. 委員外出席議員
 荒 山 光 広 議 長
6. 出席した事務局職員
 石 田 淳 司 議会議務局長 阿 武 泰 貴 議会議務局係長
 篠 田 真 理 議会議務局主任
7. 説明のため出席した者の職氏名
 波佐間 敏 副 市 長 田 辺 剛 総 務 部 長
 杉 原 功 一 市民福祉部長 竹 内 正 夫 総 務 課 長
 佐々木 昭 治 財 政 課 長 古 屋 敦 子 生 活 環 境 課 長
8. 会議の次第は次のとおりである。

午後2時17分開会

○委員長（末永義美君） ただいまより、総務民生委員会を開会いたします。

それでは、本日の本会議におきまして、本委員会に付託されました市長提出議案1件につきまして審査いたしたいと思っておりますので、御協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、早速、議案第134号美祢市火葬場の指定管理者の指定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。古屋生活環境課長。

○生活環境課長（古屋敦子君） それでは、議案第134号美祢市火葬場の指定管理者の指定について御説明いたします。

現在、美祢市斎場ゆうすげ苑の指定管理者として、有限会社こまつを指定しておりますが、令和2年3月31日をもって指定期間が満了となります。このため、次期指定管理者を選定するための公募を8月に行ったところ、募集要綱に定める要件を満たす応募がなかったため、募集要件の見直しを行いました。

その上で、再度11月に公募を行ったところ、現在の指定管理者である有限会社こまつの応募があり、12月13日に開催した指定管理者候補者選定審査会による審査を経て、同社を候補者に選定したところであります。

つきましては、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間、有限会社こまつを指定管理者に指定したく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求めるものであります。

説明は以上です。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） ものすごい素朴な、単純な質問になろうと思うんですが、他の指定管理制度の中で、我々、この本委員会が何件か、この議会で議論したわけがありますが、なぜゆうすげ苑だけがとってたんです。

そしたら今、公募がなかったと——応募がなかったとおっしゃったんです。その原因、それから、どういうふうに——再度公募されたときにどこを変えられたのか、そういう説明が全くないんですね。もう少し詳しく御説明願いたいと思うんですが。

○委員長（末永義美君） 古屋生活環境課長。

○生活環境課長（古屋敦子君） ただいまの竹岡委員の御質問にお答えいたします。

まず、募集要綱の見直しを行ったということですが、募集要項の見直し内容については、指定管理料の上限額の見直しを行ったところです。

美祢市指定管理者制度に関する指針では、収入の見込みは過去3年間の実績平均等により算出するよう定められておりますが、火葬場という特殊な施設であることから、実情に沿った利用件数を算出するために、当初3年間で算出をしておったところですが、5年間の実績平均により算出したことにより、利用件数が3年平均では319件であったものが、5年間にすると308件となって、その分の歳入——収入がちょっと減額したということになります。

それからまた、人件費については、厚生労働省の毎月勤労統計調査を基準として算出しておりますが、当初は31年3月期の額で算出しておりましたが、一時金がより反映される平成30年度、年度分の結果確報に基づき算出することとしたため、人件費の額を増額したということになります。

管理費は現状に即して見直しを行って、最終的に指定管理料の上限額を5年間で、当初1回目の募集のときよりは約820万円、1年間にすると約164万円増額をして、指定管理料の上限額を決定し再募集をしたところであります。

以上です。

○委員長（末永義美君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 前々から、自主事業について執行部と意見をよくやりとりをするんですが、ずっとこう見てみますと自主事業、今回あったのかないのか、計画に。私はやはり、自主事業をすることによって雇用を1人でも増やしていただきたいというふうに思ってるわけですね。

ところが、どの指定管理を見ても、自主事業はなるべくなら——言い方悪いんじゃないけど、させないというような方向で動いてるような気がするんですが、その辺はいかがですか。

○委員長（末永義美君） 古屋生活環境課長。

○生活環境課長（古屋敦子君） ただいまの竹岡委員の御質問にお答えします。

申請書について、具体的な自主事業の提案は申請者からはございませんでした。ただ、口頭でお話を聞いている中には、こういったこともできるんじゃないかということはお聞きをしておりますので、これからまた指定管理期間が始まりました以降、指定管理者となった方とまた協議をして、自主事業ができるのであれば、それ

は指定管理者の収益になる部分でもありますので、相談っていうか、協議に応じていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（末永義美君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） そうすると、今の答弁では、指定管理を引き受けられた業者と今後については協議しながらということで認識してもいいと思うんですが。

私は、やはり自主事業は指定管理の中で大いにやられて、できれば雇用を増やしていただきたいというのが当初からの思いであったわけではありますが、もう1点お尋ねします。

当初公募したときは応募者が誰もなかったと、その原因なんですね。何でそんな事態が起きたのか。

それから次に、今確かに利用料の問題、それから人件費の問題、こういうものを見直して指定管理料を増額したと、上限を上げたということで、今回応募があったということなんですが、何社あったのか、その辺を含めてお尋ねしたいと思います。

○委員長（末永義美君） 古屋生活環境課長。

○生活環境課長（古屋敦子君） ただいまの竹岡委員の御質問にお答えします。

当初、1回目の募集については、応募は1件あったんですが、募集要件に定める応募というのがなかったの、応募がなかったと申しあげました。それは上限額を超えた提案であったために、最終的には応募がなかったという判断をさせていただきました。

なぜ応募がなかったのかということは、やはり一番の原因は人件費の問題ではないかと思えます。

実際に火葬場を運営していく上には、ほぼ365日受付等ありますし、やはり人の確保がなかなか難しいということがございまして、人件費の部分を考慮して提案されたので、こちらが提案した上限額を満たす応募がなかったということでございます。

2回目の公募については、その辺も加味して上限額を上げて募集をしております、このたび候補者に選定された有限会社こまつさん1者の応募がございました。

以上です。

○委員長（末永義美君） ほかに質疑はございませんか。岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 本議案に関しまして、この議案説明に当たっては、最初利用料とかいろいろ条件を変更したとか、今竹岡委員が質疑をされたから、そういったことが分かってきました。だから、私もそういった傾向の質問をしようと思ったんですけど。

皆さんがいろいろ、今後様々な課題、問題点について質問するに当たって、今みたいな最初に説明があれば非常に質問、質疑をしやすいです。それが無いということ、こちらから呼び水を出して質問しなければ深まっていけないんですよね。だから、どうしても執行部の方向性としては、その内容を話していこうということはちょっと薄いかなあと、いつも心配しています。

深まる審議をしていこうと思ったら、やっぱり今後執行部側としても、内容をもっと分かりやすい形でどんどんしていただきたいことを、ちょっと再度お願い申し上げたいと思います。

それで今回、公募に当たって公募内容を変えていかれたわけですね。募集の要項、指定管理条件、こういったところのものを取り決めるに当たって、まず関連部署等、また執行の市の責任者等、その辺について応募がなかったということで、再度取り決めて行かれたということでもいいんですかね。その辺ちょっと再度お尋ねします。

○委員長（末永義美君） 古屋生活環境課長。

○生活環境課長（古屋敦子君） ただいまの岡山委員の御質問にお答えします。

指定管理者の候補者選定に当たっては、指定管理者制度に関する指針というものがございますので、一応、それに基づいて事務を進めてまいりました。

この指針については、企画政策課のほうで所管しておりますので、そちらとも協議をしながら進めてまいりました。

最終的に再募集を行うことについては、内部で協議をした上で再度決裁といえますか、決定して、その後もう一度、指定管理者候補者選定審査会がございまして、指定管理者候補者の選定審査会のちょっと会議は開けなかったんですけど、委員の皆様お一人お一人に御説明を申し上げて、了承した上で、2回目の公募を行うということを決定いたしております。

以上です。

○委員長（末永義美君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 指定管理者の委員会があるということなんですけど、今回は特に火葬場の指定管理者の指定ですから、なかなか特異的な部分があって、どこそこに簡単に指定できるものじゃないとは思ってます。

それで今後、これをはじめとして、ほかの指定管理で公募がなかった場合に、そして指定管理料が上がっていくと、こういったことも可能性としてはゼロじゃありませんので、しっかりとその辺、今後市民の皆さんに納得できるような形での基準、取り決め、そういったところを今後気をつけて対応していただければと思っております。

○委員長（末永義美君） ほかに質疑のほうはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。それでは、本案に対する討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 御意見疑なしと認め、討論を終わります。それでは、議案第134号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第134号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案1件につきましての審査を終了いたしました。

そのほか、委員の皆さんから、何かございましたら発言のほうをよろしく願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） ないようでしたら、これにて本委員会を閉会いたします。御審査、御協力、誠にありがとうございました。お疲れさまでした。

午後2時31分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和元年12月19日

総務民生委員長